

2020 年度第 5 回広報委員会議事録

訪販化粧品工業協会

- 1 日 時 2021 年 1 月 27 日（水） 14:00～16:45
- 2 場 所 Zoom による WEB 会議
- 3 出席者 委員長ほか委員 6 名
オブザーバー 実行委員会副委員長 1 名
事務局 2 名（東京本部）、1 名（関西支部）

4 議事要旨

(1) 『訪粧協通信 No.110』について

冒頭、委員長の挨拶があり、次いで、事務局から事前に送付した資料「訪粧協通信 No.110」（案）に基づいて説明を行った結果、所要の点を修正することとされた。

(2) 教材について

○目次

- ・「いわゆる「健康食品」の販売と医薬品医療機器等法について」に修正（27P 参考 いわゆる「健康食品」の販売と医薬品医療機器等法についてにそろえる）。

○2P

- ・(3) 4 行目 「そのために責任を持ってアフターサービスを・・・」に修正

○5P

- ・6 行目 「このままお話しを続けていいですか」
→ 「このままお話を続けていいですか」に修正
- ・7 行目 「お話しは聞きたくありません」
→ 「お話は聞きたくありません」に修正

「等」の扱いについて

- 以前の改定時にも議論になった点

「とう」と呼ぶ場合は「等」、「など」の場合は「など」が慣例だが、読み方に関係なく、漢字の「等」で統一することとなった。

(5P、25P、26P)

○裏表紙

- ・最後の行の改訂日時
→ 「改訂 2021年7月1日」とする。

(3) 問題集について

※問題の文章は、基本はテキストに載っている文言と大きく異ならないものであった方が良いとの意見があり、また、解答で示されているそれぞれの「項目」から外れない内容のものとし、以下のとおり改定案がまとまった。

変更する問題文は別紙を参照（略）。

- ・1～6 → 現行のまま
- ・7 → 変更
- ・8～10 → 現行のまま
- ・11～12 → 変更
- ・13～15 → 現行のまま
- ・16 → 変更
- ・17 → 現行のまま
- ・18 → 変更
- ・19～20 → 現行のまま
- ・21～22 → 変更
- ・設問の変更

→ 「■次の文章は化粧品に関わる諸規制です。該当する法律として最もふさわしいものを下記の(A)(B)(C)(D)(E)より1つ選んでください。

問題文の最後に「(E) 理容師法・美容師法」を追加する。

- ・23～28 → 現行のまま
- ・29～30 → 変更
- ・31 → 現行のまま

教材、問題集ともに2021年7月1日改訂を目処に、5月の実行委員会へ改定案を諮り、承認を得ることとする。また、6月時点で教材、問題集の在庫数及び廃棄損を確認し、事前に会員に対し「改訂のお知らせ」

により通知することとなった。

なお、「化粧品訪問販売員教育登録制度実施の手続について」における4～7Pの「化粧品訪問販売員教育評価 問題集」、9Pの「化粧品訪問販売員問題集 正解表」の頁も同様に修正を施すこととした。

○裏表紙

・改訂日を入れる。

→ 「改訂 2021年7月1日」とする（教材と同じ表記方法）

(4) 2021年度定時総会・理事会・特別講演について

コロナ禍により、現時点では開催方法が見通せない状況である。

キャンセル料の発生が4月22日であることから、その2週間前、4月上旬を目処に判断していくこととなった。

(5) 次回の広報委員会について

次回第6回広報委員会は、3月頃を目処にWEB会議にて開催することとし、日程を調整のうえ事務局において開催日時を決定する。

以 上